【1985 年 1 月 6 日】医療法の一部改正法案に対する要望意見
全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神病院協会、日本病院会

昭和 60 年 1 月 6 日

社団法人　全日本病院協会
社団法人　日本医療法人協会
社団法人　日本精神病院協会
社団法人　日本病院会
（五十音順）

医療法の一部改正法案に対する要望意見

標記についてわれわれ四病院団体は、かねてより数次にわたり病院の立場から意見具申を行ってきたところでありますが、今般改正法案の各条項について改めて四病院団体連絡協議会を開催し検討した結果、下記のとおり要望意見をとりまとめましたので、ここに要望いたします。

Ⅰ　地域医療計画について

1. 第 30 条の 3 関係

（1）地域医療計画において定める事項として、同条第 2 項及び第 3 項に列記されているが、医療を行う機関は病院と診療所であるので、診療所とりわけ有床診療所について地域医療の実績に基づく明確な位置付けを行うよう改められたい。

（2）第 3 項第 1 号において「一般医療を提供する病院、高度又は特殊な医療を提供する病院及びその他の病院」とに病院を 3 つのグループに分け、それぞれの整備の目標を定めることとなっているが、医療の実情に照らし適切でないと考えられるので機能面に着目した整備とされるよう次のとおり修正されたい。

（修正案）

前項第 2 号の厚生省令で定める高度又は特殊な医療を提供する病院の病床及びその他の病院の病床に関して、その機能を勘案しての整備の目標に関する事項

（3）第 4 項において「区域の設定並びに必要病床数に関する標準は厚生省令で定める」とあるが、地域事情によるものであり弾力的運用が図られるよう「指導又は助言」に改められたい。

（4）第 9 項において「診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴く」とあるが、地域医療計画における病院の役割に鑑み、是非とも病院の団体の意見が反映できるよう本項を次のとおり修正されたい。

（修正案）

都道府県は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて医療計画の案を作成するため､病院･診療所又は薬局に関する学識経験者の団体の意見を聴くものとする。

（5）第 10 項の都道府県医療審議会の委員構成については、前項と同様の趣旨により政・省令等において公、私（医療法人など）病院の団体を代表する者を明確に位置付けるよう措置されたい。

2. 第 30 条の 4 関係

国は医療計画の作成の手法その他重要な技術的事項については、厚生大臣の諮問機関である医療審議会の意見を聴いて都道府県に対し必要な助言をすることができることとなっているが、ここにいう医療審議会についても公、私（医療法人など）病院の団体を代表する者を委員構成に位置付けるよう措置を講ぜられたい。

3. 第 30 条の 7 関係

本条において都道府県知事は、医療計画達成のため必要がある場合には、病院の開設者若しくは管理者に対し必要な事項に関し勧告することができる旨定めているが、病院運営の安定化と医療の混乱を防止するため、ここにいう勧告は少なくとも既存病院に対しては、増床の場合に限るよう次のとおり修正されたい。

（修正案）

都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院を開設しようとする音又は増床しようとする病院の開設者若しくは管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて病院の開設、増床は関し必要な事項を勧告することができる。

Ⅱ　医療法人にかかる規定について

1. 今回の改正法案において医療法人の役員の定数及び欠格事由（第 46 条の 2)、理事長は原則として医師又は歯科医師であること、理事長は医療法人を代表すること（第 46 条の 3）等を新たに規定されており、現状においては己むを得ないものと考えられるが、既存の医療法人についてはこれにかかわらず従前の例によることができる旨規定されたい。

なお、現行医療法人制度については昭和 61 年度をめどに抜本的見直しを行い、医業

関連税制、公的補助、公的融資等の制度を改善又は創設し経営の安定と事業の永続性を保障するよう国会審議の場における附帯決議等の具体的措置を講ぜられたい。

2. 1 人法人制度の法制化に当っては、既存の医療法人のおかれている条件との均衡を失しないよう慎重に取り扱われたい。

Ⅲ　その他

今回の改正案のほか、現行医療法規定のうち早急に改正すべき事項として、次の点について所要の措置を講ぜられるよう併せて要望する。

1. 病院と診療所（法第 1 条）について現行の病床数による区分は適当でないので、医療体制における機能面に主眼をおいて再検討されたい。

2. 総合病院（法第 4 条）については、抜本的見直しをされたい。

3. 医業に関する広告制限（法第 69 条）については、医療事情の変化並びに情報化時代に即し、受診者並びに医療機関相互の連携の立場からこれを緩和し、その適正化を図られたい。

4. 診療科名（法第 70 条）については、医学医術の進歩、医療の専門化、細分化並びに拡大化に伴いこれに即応した診療体制が求められている現状に鑑み、新たな観点にたって検討されるべきものと考える。